「Microsoft 365 ライセンス等に係る調達　一式」の質問に対する回答

項番	区　分	該当ページ	質 問 事 項	回　　答
1	仕様書 第３　調達内容 １　調達範囲	２ページ	念のため必要なライセンスプログラム名をお教えください（EA・CSP等）	EA契約でLSP経由で調達することを想定しています。
2	仕様書 第３　調達内容 １　調達範囲	２ページ	利用期間が１年未満のものはCSP契約での提供でよろしいでしょうか。	契約はEA契約を想定しています。
3	仕様書 第３　調達内容 １　調達範囲	２ページ	利用期間が１年以上のものはESA契約での提供でよろしいでしょうか。	契約はEA契約を想定しています。
4	仕様書 第３　調達内容 ３　納入成果物及び納入期限	４ページ	支払方法は令和９年２月１日～令和９年５月31日利用分は「月払い」、令和６年６月１日以降は「年払い」でよろしいでしょうか。	本件仕様書第10（５）のとおり、「供給契約の場合は年度単位（各納入期限に相当する利用分の単位）」又は、「賃貸借契約の場合は月単位」を想定しています。
5	その他	ー	日本司法支援センターを担当されているマイクロソフト社の営業の方がおられましたら、お名前とご連絡先をお教えください。	Microsoftの担当者に関する情報については、契約後、本調達の履行上必要な場合には、個別に対応を協議します。
6	仕様書 第３　調達内容 １　調達範囲 表１　ライセンスの数量及び利用期間 No３・No４	２ページ	表１のNo３（1,300ライセンス、令和10年５月31日まで）からNo４（1,150ライセンス、令和10年６月１日から）への数量の減少について、メーカーのライセンス契約の規定上、令和10年６月１日の時点で減数を反映できない場合の取扱いをお示しいただけますでしょうか。	令和10年６月１日はMicrosoftライセンス上の年次応当日に当たり、Microsoftライセンスの減数は可能であると認識しております。
7	仕様書 第２　調達の目的 第３　調達内容 １　調達範囲 表１　ライセンスの数量及び利用期間	２ページ	仕様書第２では構築段階の利用に応じて数量を追加・削減するとされていますが、入札金額は表１に記載の数量及び利用期間に基づき積算し、表１と異なる数量の追加・削減が生じた場合は、契約変更として別途協議となるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

8	仕様書 第３　調達内容 １　調達範囲（２）	３ページ	本調達のライセンスについて、貴センターが現在締結しているMicrosoft社とのライセンス契約への追加とするか、新たなライセンス契約とするか、想定されている形をお示しいただけますでしょうか。	新たなライセンス契約を想定しています。
9	仕様書 第３　調達内容 １　調達範囲（２）	３ページ	貴センターが現在ご利用中のMicrosoft 365ライセンスについて、契約プログラムの種類及び契約期間の満了日をご教示いただけますでしょうか。	現行契約はMCA契約です。現行契約の満了日は令和10年５月31日です。なお、現行契約と本調達でのユーザーの重複はありません。
10	仕様書 第３　調達内容 １　調達範囲（４）	３ページ	仕様書第３の１（４）では、ライセンス供給契約又はライセンスを供給する賃貸借契約によるとされていますが、いずれの契約形態とするかは、入札者が選択できるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	入札説明書 ８　入札参加条件（４）	２ページ	価格証明書に記載する定価について、基準とする時点及び価格の種類（メーカー公表価格等）をお示しいただけますでしょうか。	基準とする時点は価格証明書を作成した日です。 価格については、本件仕様書に基づき業務を行った場合の定価ベースであり、値引き等を考慮しないものです。メーカー公表価格も一つの考慮になるかと思われますが、実際に業務を行った費用等も含めた金額にもなります。
12	仕様書 第３　調達内容 １　調達範囲（１）	３ページ	ライセンスの利用者への割当て、及び割当ての変更・解除の作業は貴センターが実施し、受注者の作業には含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	仕様書 第９　再委託に関する事項	６ページ	受注者がメーカー又はその販売代理店からライセンスを調達して貴センターに供給することは、仕様書の再委託の禁止には該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	受注者がメーカー又はその販売代理店等を通じてライセンスを調達し、センターに供給することは、本件仕様書に定める再委託には該当しません。なお、ライセンス提供に必要となる認定、承認その他の手続については受注者の責任において行うものとし、契約履行に支障が生じないよう対応してください。

14	契約書（案２及び案３）	１ページ	本件は、マイクロソフトライセンスを対象とした案件です。本件は、賃貸借契約書を使用されると思いますが、実態はライセンスの「使用許諾契約」であるという認識でよろしいでしょうか。	賃貸借契約書を使用する場合、当センターでは、ライセンスを供給する賃貸借契約として整理しています。
15	契約書（案２及び案３）	―	契約書（仕様書を含む）に規定される条項に加えて、落札後に特約または覚書等により別途文言を追加させていただくことについて、必要に応じて協議いただくことは可能でしょうか。	必要があれば、落札事業者と別途協議をいたします。
16	仕様書 第３　調達内容 ２　契約期間	３ページ	「センターは、本契約期間満了後も本件ライセンスを継続利用することを想定しており、１か月単位又は１年単位で契約更新ができるものとする。」との記載がございますが、契約期間満了後に継続してライセンスを利用する場合には、改めてライセンスを調達する必要があるものと認識しております。 そのため、本件における「契約更新」とは、契約期間満了後、継続利用に必要なライセンスについて、本件落札者と貴センターとの間で新たに契約を締結する、または原契約について変更契約を締結することを指すとの認識でよろしいでしょうか。 なお、契約期間満了後のライセンスに係る調達金額および契約期間等の条件については、その時点での調達条件等により異なる可能性があるため、別途協議のうえ決定させていただきたく思います。	契約更新時の契約条件については、更新時点での状況を踏まえ、改めて協議の上決定する予定です。

17	仕様書 第10　その他特記事項 （５） 契約書（案２・案３共通）別紙１	７ページ	貴センターからお支払いいただく賃借料について、各ライセンスの導入時期に応じて月々の賃借料が変動する想定でしょうか。それとも、各ライセンスの導入時期にかかわらず、契約期間を通じて一定額の賃借料をお支払いいただく想定でしょうか。 また、賃借料を契約期間を通じて一定額とする場合、契約書（案２または案３）に添付されている「賃貸借物件内訳書」について、各ライセンスの導入時期や金額を個別に反映した形での作成が困難となる可能性がございます。そのため、「賃貸借物件内訳書」の作成要否を含め、記載内容および作成方法については、契約締結時に別途協議のうえ決定させていただくことは可能でしょうか。	賃貸借契約の場合の賃借料は、契約期間を通じて毎月一定額を支払う想定です。「賃貸借物件内訳書」について、必要があれば、落札事業者と別途協議をいたします。